

奨学金貸与に関する契約書

_____（以下、甲という）と、医療法人 岐阜勤労者医療協会（以下、乙という）は、別途定める岐阜勤労者医療協会医学生奨学貸与金規定（以下、「規定」という）を基に、次の通り契約する。

記

1. 甲は、乙の定める「規定」を遵守する。
2. 乙は、甲が医師免許取得後、乙が経営する病院、診療所の職員として甲の奨学金受給期間以上勤務した場合は、貸与した奨学金の返済を免除する。
3. 「規定」第八条（奨学金の返済）に関する事態が生じた場合は、別に定める「医学生奨学貸与金返済の手続きに関する規定」に基づいて、甲乙が誠意を持って話し合い、円満に解決する。

以上、本件契約成立の証として、本書 2 通を作成し、甲乙各署名押印の上、各 1 通これを保有する。

以上

(西暦) 年 月 日

甲 _____ 印

乙 _____ 印